尋常小學

國民修身篇

三

検定申請本

K120.1
46
4

K120.1
46
4

露光量調整、重複撮影

井上哲次郎校閲
赤沼金三郎編纂

尋常小學國民修身篇

版權所有

尋常小學國民修身篇卷三

井上哲次郎　校閲
赤沼金三郎　編纂

第一課　忠義

家にありては、父母、學校にありては、教師、國にありては、君主、この三の大恩は、

露光量調整、重複撮影

井上哲次郎校閲
赤沼金三郎編纂

尋常小學國民修身篇

版權所有

尋常小學國民修身篇卷三

井上哲次郎　校閲
赤沼金三郎　編纂

第一課　忠義

家にありては、父母、學校にありては、教師、國にありては、君主、この三の大恩は、

いづれを あとさき といふことなけれども、父師の大恩も、君恩にもとづくことを思へば、君恩の大なることを知るべし。

我國は、開闢よりこのかた、萬世一系の天皇、これをおろしめしたまひ、世々仁惠をおきたまひて、民やすく、國をさまることなれば、國民たるもの、たれか忠義の心を起さゞるものあらんや。

幼き時は、勅語の旨を守りて、よく學業を修め、父母教師の教にそむかざるを君への忠義とす。成長して二十歳に至れば、兵士となりて、國家

を まもり、職業 を 勉めて、國家
を ときし、老年 に 及ひては、子
孫 を 教育して、國家 の 用 を
なさしむる を 君 への 忠義 とす。
學校 に ありては、校長 を 尊び、
教師 を 敬ひて、學校 の ため
に 全力 を つくす べし。主家 に
仕へては、主人 を 敬ひ、命令

を 守り、主家 の ため に 全力
を 盡す べし。この 心 を 推して
皇室 を 尊び、國家 を 愛し、君
の ため 全力 を 盡す ときは、
忠良 の 臣民 と よばる べし。
平日 に あたりては、身躰 を 大切
にして、納税 と、兵役 との 義
務 を 盡し、一旦 緩急 あるに

あたりては、義勇の心をふ—りおこし、血をそゝぎ骨をくだきても、君と、國とを護り、國威をけがさぬやうはたらくは、國民の本分なり。

我國の人民は、忠義の心にふかく、君と、國とのためには、命ををしまずはたらく

ゆゑに、かつて外國の辱をうけ、國威をけがしゝことあ—らず。この心を名けて、日本魂といふ、世界にならびなきうるはしき心なり。

第二課

調　伊企儺の忠烈

調　伊企儺は、欽明天皇の御時

の人なり。新羅國を征伐せしとき、とらはれけるが、君を思ふの心ふかくして、新羅のあざむきおそすをきかず、

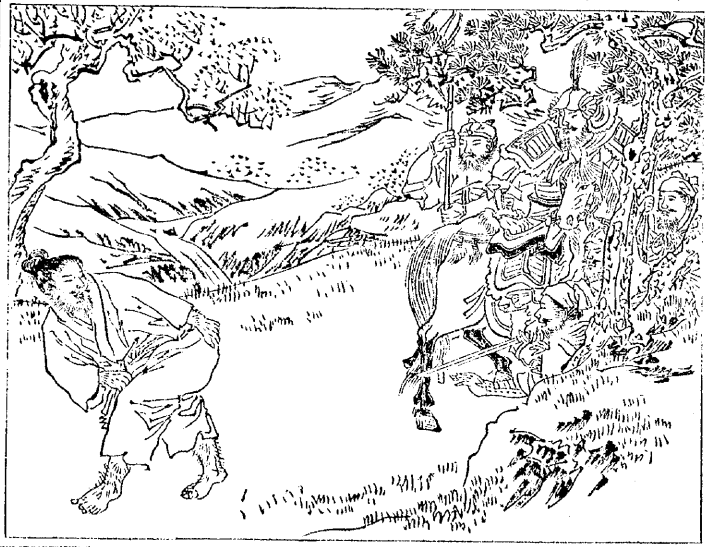

いかにせめ問へども、我が軍のはかりごとそば、少しも語らざりけり。

新羅王は、しきりにくだらんことをすゝめたれども、きかざりしかば、その衣をはぎて、はだかになし、白刃をぬきて、「日本の將ものゝしらば、汝が命

を助けん、さなくば、すぐにさしころさん」とせまりけり。伊企儺大に怒りて、かへりて新羅王を罵りしかば、遂にさしころされたり。

伊企儺の妻、大葉子も、同しくとらへられけるが、その時、よめる歌に

から國の城の邊に立ちて、大葉子は、ひれふらすも、やまとへむきて。

御國の民は、男女のたがひなく、みな、かく忠義の志ふかゝりければ、支那朝鮮、みな我國をおそれそのゝきて、御國の光、四方にかゞやきけり。

第三課

孝養

父母の、子を愛したまふことは、いづれの國にても、たがふことなきものなり。この大恩をうけて、そだてられたることを思へば、子たるもの、いかでか、孝養の念をおこさゞるべき。

父母、むなしくなりたまひたる後、すぎにしかたの不孝を悔ひ悲めども、益なきことなれば、親のいのち、あしたゆふべをはかりがたきことを思ひ、日をそしみて、そこたらず孝養をつくすべし。

今日のみと思ふて親につかへよや、あすのたのみは、定めなき世に。

第四課　孝子　源太郎の話

まことの孝行とは、親を養ふのみにあらず、心のまことより、親を愛し敬ひて、心を

やすんゞたまふやうに事ふるをいふ。

昔、丹後國に、源太郎といふ人ありけり。家きはめ

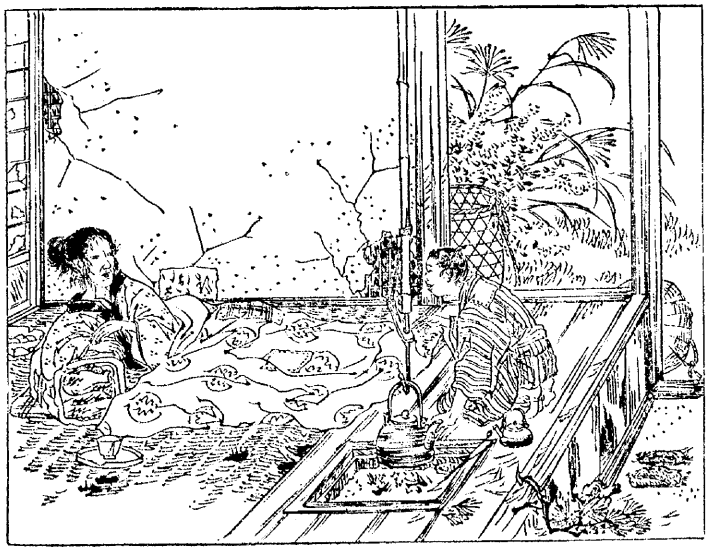

てまづしく、父は、人にやとはれて、家にあることまれなるに、母は、久しくわづらひて、とこにふしけり。

源太郎は、常に、母のそばをはなれず、よろこびしき聲、やはらかなる色をなして、見るにつけ、きくにつけて、たのしみたまふやうにし、食物に心を用ゐて、ねをきをやすんじたまふやうに養ひたりしかば、母は、ふかく源太郎を愛し、ある日、村の人おとづれしとき、母のいへるやう、「われは、源太郎をわが子とは思はず、わが氏神なりと思ふ。」と語

りけり。

其國の領主、これをきゝて、米多く賜ひて、その孝養を賞したまひぬ。この時、源太郎は、わづかに、十四歳なりしとぞ。

第五課　從順

人、世に生れて、師の教なきときは、智を開き、徳を成すことあたはず。智徳なくして、道を知らざれば、禽獸にひとしかるべし

師は、父母にかはりて、われに人道を教へ、智徳を授けたまふものなれば、父母にひとしく敬愛して、何事も、その命に

そむくべからず。學校にありて、その師に從順ならざる生徒は、家にありては、不孝の子となり、國にありては、不忠の臣となるべし。

父母の、われを育てたまひし恩は、かぎりなきことなれども、師の、父母にかはりて、われを教へたまへるめぐみも、これにひとしきものなれば、かりそめにも、この恩をわするまゝどきことなり。

第六課

ワシントンの過を改めて師に事へし話

むかし、北アメリカといふ國

に、ワシントンといふ小兒ありけり。ある日、學校にて、過ありしとき、その教師にひどくせめられければ、ワシントン

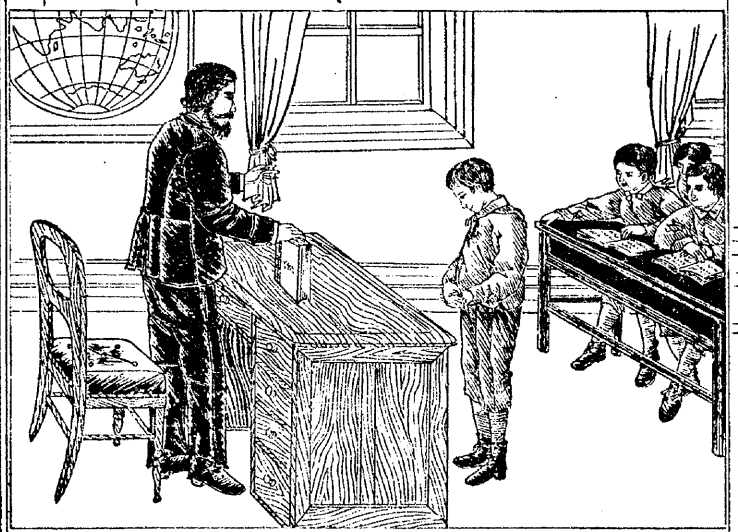

ンは、こゝろよからぬことに思ひ、學校をにげ出でけり。かくて、ワシントンは、直にかたへの野におもむきて、ひとりあそびゐけるが、自らその身の過をさとり、また直に學校におもむき、教師の前にいで、其過をわびて、これより、

従順なる生徒となれり。この小兒は、成長の後、國のため大なるてがらをたて、「國の父」とあがめられけり。

ワシントン、學校にありしとき、もし過を改めて従順なる生徒となることなく、そのまゝ學校を退き、悪しき小兒

となりしなば、いかでか大功を立てゝ、はまれを後世にのこすことを得べき。

第七課　骨肉の親

兄弟は、骨肉の親といひ、かたちを分ち、ちすゞをつらね、幼きときより、遊戯を共一

にし、飲食を同くして、成長せしものなれば、互に相愛して、むつましくすべし。

兄と姉とは、弟と妹とを愛して、その言ふところ、行ふ所、みな、弟妹の手本となるやうつゝしみ、これと力をあはせて、父母に孝養をつくすべし。

弟と妹とは、兄と姉とを敬ひ尊びて、何にかぎらず、兄姉を先にして、わが身を後にし、悌順の道をまもり、兄弟睦くして、父母の心をやすんじたてまつるべし。

第八課

とみ女の友愛

昔、大坂松屋町に、とみ女といふものありけり。はやく父を失ひければ、とみ女は、母をたすけて、紙店をひらき、かたはら兩替などなし、十五歳なる兄、仁三郎と、二人の弟とともにくらしけり。

ある夜、強盗入りこみしに、母は、幼き兒をいだきてにげければ、強盗は、仁三郎をとらへて、金のあ

り場所を問ひ、刀の背にて、二つ三つ打ちたり。

この時、とみ女は、八歳なりしが、兄のせめらるゝを見かねて、人より年玉に贈られたる小玉銀をとり出し、白刃の下に走りより、「金はしくば、これをまいらせん、兄をばゆるした-

まへ。」といひければ、強盗も、ふ-かく其友愛に感ぜて、そのまゝ、そこを立ちさりけり。

その後、官にて一人の賊をとらへ、罪をとひけるに、このことを語りければ、とみ女をめして、白銀を賜ひ、其美行を賞したりしとぞ。

第九課

信義

友だちとつきあふには、相互に、誠實の心をもととして交るべし、かりそめにも、いつはりあざむくべからず。

人と交りて、一たび信をうしなひなば、この後、まことを語るとも、人は、實と思はざるものなり。

人とやくせんとするときは、そのことの、ふみ行ひ得らるゝや、いなやを思ひ、一旦約束せしことは、決してたがふことなかれ。かく信義をまもるものは、つねに人に信ぜら

れて、その身の幸を得べし。

第十課　加藤清正の信義

むかし、朝鮮せいばつのとき、淺野幸長といふ人、城を守りけるを、明の大軍攻め來りて、これをおとさんとはかりけり。

この時、加藤清正も、同じく朝鮮にありけるが、このしらせを聞き、直にたちておもむきたすけんとせり。

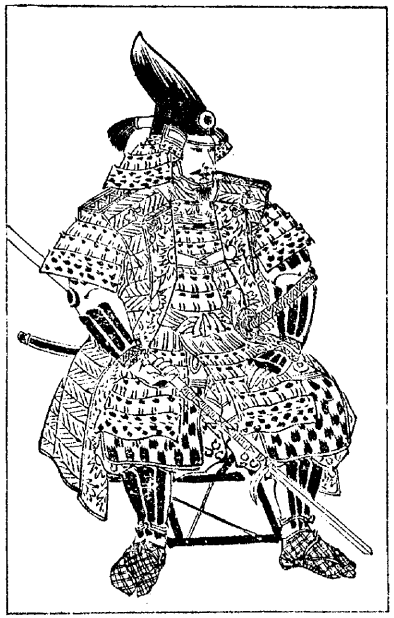

諸將とゞめて、わが大軍のあつまりし後にせんといひけるに、清正きかずして曰く、「われ、國をいでしとき、彼の父長政より彼を助けよとたのまれたるに、今日、彼をたすけずして、城おちいりなば、われ、何の面目ありてか、再び長政

を見んや。」といひて、わづかなる兵をひきゐて、かこみをつきければ、明の兵、皆にげはしり、ことゆゑなく城に入りて、幸長をすくひたりしとぞ。

第十一課　煮賣屋の親切

「旅は、道づれ、世は、なさけ」と

いふ　ことわざ　あり。**同業　同職**の　もの　は、　こと　に、したしみむつむ　べき　もの　なる　を、**世**　に**商賣**がたき　と　いひて、かへりて、**相**にくみうらむ　は、　いか　なる**心**　ぞ　や。**大坂**　の　**賣賣屋**　の**義氣**　に　くらべて、**深**く　はぢざるべけん　や。

昔、**大坂**　に、ならべる　**二軒**　の**賣賣屋**　ありけり。**共**　に　**相應**　にくらしける　が、**一方**　は、いつしかはやらず　なりければ、**家**　を　しまひて　**業**　を　やめなん　と　しけり。**隣**　の　**主人**、これ　を　聞きて　其**家**　に　至りて、「**家業**　を　やめたまふは、あまり　に　**殘**りをしき　こと

なり。もし、金子にても差支へたまはゞ、我等にて用立ち申すべし、かつ、少しかんがへあれば、しばらくまちたまへ」。といひて、しひてつゞけしめぬ。

こゝは、夜ふけて賣るゝことの多き場所なるが、これより、隣の煮賣屋は、午後八時を

かぎり、戸をとざして商ひせず、それより後に來る客には、「隣へ行きたまへ、こちらと同様なり」。と答へしかば、隣もおいく はやりて取りつゞき、二軒とも、ながく繁昌したりとなん。

第十二課

愛校

國は、大なる學校の如く、學校は、大なる家の如きものなり。子弟たるもの、家を愛せざれば、その家やすからず、生徒たるもの、學校を愛せざれば、その學校盛ならず、臣民たるもの、國を愛せざれば、その國

強きこと能はざるものなり。二人も和すれば、二人の力あり、千人も和せざれば、一人の力のみ。ゆゑに、全家和せざれば、その家といふのはず、全校親まざれば、その學校盛なること能はず、一國の強弱も、その國民の一致和合すると、

しからざるとにあり。

今日、學校の爲めに、力を致すの誠心は、他年、國家の爲めに、忠を盡すの誠心なり。生徒たるものは、國に盡すの誠心を以て、一致和合して、學校の爲めに、力を盡すべし。學校は、國民の訓練場なり。

第十三課　小學生徒の校旗を護りし話

ある小學校にて、運動會を催し、一同遊びに心を入れて、よねんなかりしとき、一天にはかにかきくもりて、雨は、しの

を　つき、雷、たけく　なりひゝきければ、むらがる　兒童は、みな　おのが　ぬぎすてたる　衣を　かゝへて、家

のかたへ　にげはしり、校旗を　ば、雨の　中に　立てゝ、見かへるものも　なかりけり。

さるほどに、この　中に、九歳ばかりなる　一人の　兒童あ　りけり、我が　校旗を　ぬらしては、我が　學校の　恥なりと　思ひ、雨の　中を　ひきかへし、

校旗を はづして、兩手に かゝへ、衣の そで にて ぬらさぬやう おはひ、はしりかへりける ぼ、石に つまづきて 其身は、泥に そみたれども、校旗 をば、少しも よごさゞりし とぞ。

かゝる 義勇の 小兒は、成長して二十歳に 至り、兵士 と なりて、

軍旗の もとに ちかひ、戰場にのぞむ ときは、命を すてゝ 軍旗を 護り、忠臣 義士 とよばれて、名譽を 世界に かゞやかす なる べし。

第十四課　あし曳き

あしひき の 山邊 とよもす

つゝの火の、烟のうちにいちゝるく、きはへる旗は、かしこきや、我が大君の、御手づから、授けたまへる御軍のしるしの旗ぞ、我がともの軍の神ぞ、我がともの軍の神と、あふぎつゝ、すゝめやすゝめ、

ますらをのとも。

國民修身篇卷之三 終

明治廿六年三月二十日印刷
明治廿六年三月廿三日出版

著者 赤沼金三郎 東京市本郷區元町二丁目五十番地寄留
發行者 井上蘇吉 東京市神田區錦町三丁目一番地
同 梅原龜七 大坂市東區備後町四丁目十一番地
同 井上太郎 東京市下谷區二長町三十二番地
同 酒井清藏 東京市神田區表神保町五番地
印刷者 熊田宜遜 東京市神田區錦町三丁目廿五番地
印刷所 熊田活版所 東京市神田區錦町三丁目廿五番地

版權所有